

# 上越市分別収集計画

(第 1 1 期)

令和 7 年 7 月

上越市

# 上越市分別収集計画

令和7年7月23日策定

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市においては、市内から排出される最終処分が必要な一般廃棄物は、市外・県外の最終処分場での処分に頼らざるを得ない状況にある。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物のうち大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政のそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量、最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減及び資源の有効利用を図り、循環型社会の形成に寄与するものである。

## 2 基本的方向

本計画を推進することにより、市民、事業者及び行政が一体となって、容器包装廃棄物の減量及びリサイクルを推進し、もって「上越市一般廃棄物処理基本計画」に掲げたごみ排出量の削減目標の達成を図る。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間（令和8年度～令和12年度）とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、その他の紙製容器包装（飲料用パックでアルミ不使用の物を除く）、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	8,825 t	8,725 t	8,626 t	8,527 t	8,427 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### (1) 3Rの推進

ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進するため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組について集中的に情報発信を行う3R推進月間を設け、市民、事業者の意識、行動の定着を図る。

### (2) 事業者における環境配慮型事業活動の推進

- ・繰り返し利用できる製品や、耐久性に優れた製品の販売に努めるよう呼び掛ける。
- ・リサイクルに適した原材料・素材を使用した製品の販売に努めるよう呼び掛ける。
- ・過剰な包装や梱包を控え、簡易包装の推進を促すとともに、簡易包装の選択を呼び掛ける。

### (3) 普及啓発活動の継続

ごみの発生抑制と分別の徹底、リサイクルの推進について、広報紙、ホームページ等や様々なイベントの機会を活用した普及啓発に取り組む。

### (4) 環境教育の推進

- ・学校教育における取組として、市内の小学生がごみの発生抑制やリサイクルについて学ぶ副読本への資料提供を行うとともに、上越市クリーンセンターの施設見学の受け入れなど教育支援を行う。
- ・生涯学習での取組として、環境団体等の協力を得てごみ問題について学ぶ機会を提供するほか、ごみの発生抑制と分別徹底やリサイクルに関する出前講座を実施する。

### (5) バイオマスプラスチックの利用

二酸化炭素排出量の削減など環境負荷低減の観点から、燃やせるごみ及び生ごみの市指定袋の原料に、植物など生物資源から作られるバイオマスプラスチックを使用する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場や処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 無色のガラス製容器</li> <li>— 茶色のガラス製容器</li> <li>— その他の色のガラス製容器</li> </ul>	びん
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装（段ボール製の容器及び飲料用紙パックでアルミ不使用の物を除く）	容器包装（紙製）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするための物	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外の物	容器包装（プラスチック製）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第 8 条第 2 項第 4 号）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
主としてスチール製の容器	(独自処理量) 200 t	(独自処理量) 198 t	(独自処理量) 195 t	(独自処理量) 193 t	(独自処理量) 191 t
主としてアルミ製の容器	(独自処理量) 192 t	(独自処理量) 190 t	(独自処理量) 188 t	(独自処理量) 186 t	(独自処理量) 183 t
無色のガラス製容器	(独自処理量) 436 t	(独自処理量) 431 t	(独自処理量) 426 t	(独自処理量) 422 t	(独自処理量) 417 t
茶色のガラス製容器	(独自処理量) 302 t	(独自処理量) 299 t	(独自処理量) 295 t	(独自処理量) 292 t	(独自処理量) 288 t
その他の色のガラス製の容器	(独自処理量) 221 t	(独自処理量) 218 t	(独自処理量) 216 t	(独自処理量) 213 t	(独自処理量) 211 t
主として紙製の容器であって飲料を充てるための物 (原材料としてアルミニウムが利用されている物を除く。)	— t	— t	— t	— t	— t
主として段ボール製の容器	(独自処理量) 1, 272 t	(独自処理量) 1, 258 t	(独自処理量) 1, 243 t	(独自処理量) 1, 229 t	(独自処理量) 1, 215 t
主として紙製の容器包装であって上記以外の物	(引渡額) 668 t	(引渡額) 660 t	(引渡額) 653 t	(引渡額) 645 t	(引渡額) 638 t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるための物	(合計) 582 t  (独自処理量) 382 t (引渡額) 200 t	(合計) 575 t  (独自処理量) 375 t (引渡額) 200 t	(合計) 569 t  (独自処理量) 369 t (引渡額) 200 t	(合計) 562 t  (独自処理量) 362 t (引渡額) 200 t	(合計) 556 t  (独自処理量) 356 t (引渡額) 200 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外の物	(引渡額) 2, 176 t	(引渡額) 2, 152 t	(引渡額) 2, 128 t	(引渡額) 2, 103 t	(引渡額) 2, 078 t
うち白色トレイ	— t	— t	— t	— t	— t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

計画作成に当たって、排出量が確定している直近年度（令和 6 年度）の実績に人口減少率を乗じて算出した。なお、人口減少率については、一般廃棄物処理基本計画（令和 7 年 2 月策定）における当該期間の将来推計人口から算出した。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
174,582 人 (対前年度比)	172,614 人 (対前年度比)	170,646 人 (対前年度比)	168,678 人 (対前年度比)	166,710 人 (対前年度比)
△1.11%	△1.13%	△1.14%	△1.15%	△1.17%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）

分別収集は、現行の収集体制により行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	民間委託事業者による定期回収及び拠点回収	民間委託事業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	民間委託事業者による定期回収及び拠点回収	
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	段ボール	段ボール	民間委託事業者による定期回収及び拠点回収	
	その他の紙製容器包装（飲料用パックでアルミ不使用の物を除く）	容器包装（紙製）	民間委託事業者による定期回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	民間委託事業者による定期回収及び拠点回収	
	その他のプラスチック製容器包装	容器包装（プラスチック製）	民間委託事業者による定期回収	

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

全ての分別品目について、現行どおり民間リサイクル施設で選別、圧縮、梱包等の中間処理を行い、一時保管する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ	パッカー車 トラック	民間委託事業者 ・選別 ・圧縮 ・梱包 ・保管
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	プラスチック コンテナ	平ボディ車 トラック	
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製 容器				
段ボール	段ボール	結束	パッカー車 トラック	
その他の紙製容器包装 (飲料用パックでアル ミ不使用の物を除く)	容器包装 (紙製)	袋	パッカー車 トラック	
ペットボトル	ペットボトル	網籠	パッカー車 トラック	
その他のプラスチック 製容器包装	容器包装(プラス チック製)	袋	パッカー車 トラック	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 広報紙、ホームページ、環境イベント、出前講座を通じて容器包装廃棄物の分別に対する理解と協力、適正な分別を呼び掛け、ごみの減量化と資源化を推進する。
- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に評価を行うこととする。